

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（定義）	
第二条	（略）	
2	（略）	
3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。	3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。	
一	（略）	
二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
三・四	（略）	
四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一 条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなさ れる事業）	三・四	（略）

れた事業を含む。)

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六

知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

六

知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

七

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業

八〇十三（略）

4

(略)

4

(略)

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（定義）	（定義）	
第二条（略）	第二条（略）	
2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	
一・三（略）	一・三（略）	
三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 一〇九号）に規定する障害者支援施設を経営する事業	四 障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をことができるることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を經營する事業	四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業
五 障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をることができるることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業	五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業	五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業
六・七（略）	六・七（略）	六・七（略）
3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。	3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。	3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 (略)

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三・四 (略)

四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

一 (略)

二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三・四 (略)

四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十二条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

業

七 障害者自立支援法附則第五十一条の規定によりなお  
従前の例により運営をすることができることとされた  
同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事  
業

八〇十三 (略)

4

業

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二  
十五年法律第二百二十二号）に規定する精神障害者社会  
復帰施設を経営する事業

八〇十三 (略)

4

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）  
 （附則第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（定義）	
第一条（略）	第二条（略）	
2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。	
一～三（略）	一～三（略）	
四（略）	三の二（略）	
五 削除	四 障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業	
六・七（略）	五 障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業	
一～六（略）	六・七（略）	
3（略）	三（略）	

七 削除

4  
八〇十三  
(略)

七 障害者自立支援法附則第五十一条の規定によりなお  
従前の例により運営をすることができることとされた

同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事

業  
4  
八〇十三 (略)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業及び児童自立生活援助事業

二（略）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉

サービス事業（同法附則第十二条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）の

うち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業

三 身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業

四 知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居

宅介護等事業及び知的障害者地域生活援助事業

3  
|  
11  
四  
(略)

3  
|  
11  
五  
(略)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一～三 （略）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一～三 （略）

三の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設

四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定

によりなお従前の例により運営をすることができる」ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設

五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定

によりなお従前の例により運営をすることができる

五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者

ととされた同項に規定する知的障害者援護施設

## 六 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

### 一 (略)

二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮

## 六 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

### 一 (略)

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業

### 三 (略)

### 三 (略)

### 三 (略)

3  
13

(略)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表

（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（定義）	（定義）
	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。
一～三	（略）	（略）
四	（略）	（略）
五 削除		
五	社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をことができる」ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設	社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をることができる」ととされた同項に規定する知的障害者援護施設
六	（略）	（略）
2 13		

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十二条関係）  
（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（業務の範囲）	（業務の範囲）	（業務の範囲）
<p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において 知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p> <p>五 （略）</p>	<p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において 知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p>	<p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において 知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p>

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部を改正する法律

(平成十五年法律第百十号) 新旧対照表 (平成十八年一月一日施行)

(附則第七十四条関係)  
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(生活環境の調整)</p> <p>第一百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第二十九号）第二十九条その他精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p>	<p>(生活環境の調整)</p> <p>第一百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)

(処遇の実施計画)

第一百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第一百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉

(処遇の実施計画)

第一百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第一百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助

に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2  
(略)

が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2  
(略)